希少野生動植物種保存基本方針の変更の考え方

≪改正後基本方針 検討項目【目次】≫

第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想

- 1 野生動植物の種の保存に関する基本認識
- 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策の基本的考え方
- 3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策の基本的進め方
 - (1) 保存施策に取り組む種の優先度の決定
 - (2) 保存施策の効果的な実施

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

- 1 国内希少野生動植物種
 - (1) 国内希少野生動植物種については、・・・(選定対象)
 - (2) 国内希少野生動植物種の選定に当たっては、・・・(選定に係る留意事項)
 - (3) 国内希少野生動植物種に選定された種について、・・・(指定の解除)
- 2 国際希少野生動植物種
- 3 特定第一種国内希少野生動植物種
- 4 特定第二種国内希少野生動植物種
- 54 緊急指定種
- 6 希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用

第三 国内希少野生動植物に係る提案の募集に関する基本的な事項

- 1 募集する提案の内容
- 2 提案の取扱い

第四三 希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項

- 1 個体等の範囲
- 2 個体等の取扱いに関する規制
 - (1) 捕獲等及び譲渡し等の規制
 - (2) 事業等の規制
 - (3) 輸出入の規制
- 3 その他の個体の取扱いに関する事項

第四第五 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

- 1 生息地等保護区の指定方針
 - (1) 生息地等保護区の指定の方法

- (2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針
- (3) 生息地等保護区の区域の範囲
- 2 管理地区の指定方針
 - (1) 管理地区の指定に当たっての基本的考え方
 - (2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方
 - (3) 立入制限地区の指定方針
- 3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針
- 4 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

第五第六 保護増殖事業に関する基本的な事項

- 1 保護増殖事業の対象
- 2 保護増殖事業計画の内容
- 3 保護増殖事業の進め方

第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

- 1 種の保存に取り組む動植物園等の認定
- 2 認定の基準

第六第八 その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項

- 1 調査研究の推進
- 2 各種制度の効果的な活用
- 3 多様な主体の連携
- 24 国民の理解の促進と意識の高揚
- 35 国際協力の推進